

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各一時扶助決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。以下「母」という。）に対して行った各一時扶助決定処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分が違法又は不当であると主張している。

本件各処分は令和 5 年 7 月 3 日付け及び同年 8 月 3 日付けで本件クリニックに一時扶助を代位支給したもので、文書料として各金 3, 000 円を支払うというものである。しかし、その文書の実際は障害の認定に関わるものであるから、いずれも金 6, 090 円の範囲内で実際にかかる費用を認定すべきである。処分庁は本件クリニック及び請求人にその旨の説明を怠り、各金 3, 000 円の支給にとどまっている。

よって、本件各処分は違法ないし不当であるから取消しを免れない。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 7 月 2 5 日	諮問
令和 6 年 1 1 月 2 2 日	審議（第 9 4 回第 2 部会）
令和 6 年 1 2 月 2 3 日	審議（第 9 5 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性等

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 検診命令

法 2 8 条 1 項は、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師の検診を受けるべき旨を命ずることができるとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。局長通知は、地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。）第 1 1 ・ 4 は、検診命令について定めており、検診を命ずべき場合として、「障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき」を挙げ（(1)・イ）、検診命令書は検診を受けるべき者に直接交付するものとする（(3)）。

また、検診を行った医師から、検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し、不明な点があれば照会して受理すること（(4)）、検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査して確認し、検診料を当該医師に支払うこと、なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする、ただし、検診結果を「生活保護法施行細則準則」（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付社援第 8 7

1号厚生省社会・援護局長通知。)に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,720円の範囲内(障害認定に係るものについては6,090円の範囲内)で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとする(5)。

2 本件各処分についての検討

本件各処分は、処分庁が検診の必要性を認めて請求人に対して行った法28条1項に基づく検診命令のうち、特別障害者手当申請に係る検診2件について、本件クリニックから収受した各検診料請求書をそれぞれ審査し、各3,000円を一時扶助決定したものであり、上記1記載の法令等に則って適正になされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、各文書料を本件クリニックに代位支給した本件各処分について、それぞれ金6,090円の範囲内で実際にかかる費用を認定すべきである旨を主張する。

しかし、請求人の特別障害者手当申請に係る各検診については、その種類(特別障害者手当申請)は局長通知第11・4・(5)が6,090円の範囲内で特別基準の設定ができるとする「障害認定に係るもの」に該当するものの、検診料のほかに必要な額を要したと認めるに足りる資料もなく、各検診料請求書の金額3,000円を超える額を認定する必要があるとは認められない。

したがって、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己